

# 情報システム整備・融合化部会及び事務情報化推進部会の業務と活動状況等について

情報システム整備・融合化部会長  
事務情報化推進部会長

大野 浩之  
鈴木 新一

## 1 はじめに

情報システム整備・融合化部会と事務情報化推進部会は、双方のミッションに深く関わり合いがあることから、当分の間、合同で活動することとした。

本稿では、両部会の業務内容及び活動状況等について報告する。

## 2 業務内容

情報システム整備・融合化部会及び事務情報化推進部会の業務は、次のとおり定められている。

### (1) 情報システム整備・融合化部会

- ①全学的な情報システムの整備に係わる企画・立案及び点検・評価に関すること
- ②情報システム全体の融合化に関すること
- ③情報システムの整備に係わる技術的な指導・助言、並びに担当要員の育成に関すること
- ④その他情報システムの整備及び融合化に関すること

### (2) 事務情報化推進部会

- ①事務に係わる情報システムの企画・立案、整備及び運営に関すること
- ②事務に係わる情報システムの効率化及び高度化に関すること
- ③その他事務情報化の推進に関すること

情報戦略本部のミッションの一つに、情報システムの融合化の推進が掲げられている。融合化とは、「複数の情報システムが、データの共有及びシステム間を連携して、業務を有効かつ効果的に実施できる状態をいう。」ことであり、業務の効率化、大学経営情報の提供、情報システムの整備に係るコスト削減等を期待するものである。

情報システムの融合化の具体策については、情報システム整備・融合化部会の担当であるが、当面、事務情報化推進部会で検討することとなる次期人事給与事務システム、次期財務会計事務システム及び施設管理システムにおいては、各システム間の連携・融合化の実現を目指すことから、合同で検討を進めることとした。

## 3 組織体制

### (1) 情報システム整備・融合化部会

情報システム整備・融合化部会は、総合メディア基盤センターの教員 4 名と、情報部の事務系職員 3 名の計 7 名で構成されている。

### (2) 事務情報化推進部会

事務情報化推進部会は、各事務システムの担当課長を中心とした事務系職員 8 名に加えて、総合メディア基盤センターの教員 2 名（アドバイザー）の計 10 名で構成されている。

また、事務情報化推進部会の下には、実働部隊として、各事務システムの実務担当者から構成された、次の 3 つのワーキンググループを設置している。

- ①人事事務システム WG
- ②財務会計システム WG
- ③施設管理システム WG

## 4 活動状況

これまでの事務システムは、主に文部科学省主導の下、国の制度等に基づき開発された文部科学省汎用システム（以下、汎用システム）を利用してきた。

しかし、汎用システムの保守が原則、平成 21 年度までであることや法人化後の適用法令と汎用システムの乖離など多くの課題を抱えている。また、財政の健全化や大学運営の最適化の観点などからも、事務システムの効果的かつ戦略的な整備が求められている。

このような背景のもとで、先ずは更新時期の最も早い、次期人事給与事務システムを融合化のモデルケースとして、情報システムの融合化に向けた基準原則及び技術原則の策定とともに、検討を開始した。

以下に、これまでの活動状況を報告する。

- ◆各事務システムの所管課から、情報戦略本部が設置される前の検討状況について、ヒアリングを行った。
- ◆情報システムの融合化を積極的に進めている東京大学の大場善次郎特任教授を招聘し、勉強会を開催した。
- ◆情報システムの融合化に向けた、基準原則及び技術原則について検討し、原案を作成した。
- ◆次期人事給与事務システムについて、他大学で導入実績

のある2社（株式会社サイエンティア、株式会社ワークス アプリケーションズ）から、デモヒアリングを行った。

◆2社のデモヒアリングの結果を踏まえて、次期人事給与事務システムの妥当性等について、検討を行った。

◆第2回情報戦略本部会議（平成20年10月8日開催）において、これまでの検討状況を報告した。

◆第3回情報戦略本部会議（平成20年11月19日開催）において、次期人事給与事務システムの導入の方向性及び「業務システムの融合化に関する基準原則及び技術原則（案）」が承認された。

◆役員懇談会（平成20年12月5日開催）において、「業務システムの融合化に関する基準原則及び技術原則（案）」を説明した。

◆第48回情報企画会議（平成20年12月12日開催）において、「業務システムの融合化に関する基準原則及び技術原則（案）」が承認された。

◆第95回役員会（平成20年12月19日開催）において、「業

務システムの融合化に関する基準原則及び技術原則（案）」が承認された。

◆第54回教育研究評議会（平成20年12月19日開催）において、「業務システムの融合化に関する基準原則及び技術原則」を報告した。

## 5 今後の検討課題

今後、他の作業部会等と連携し、次の課題について検討を進めることとしている。

- (1) 財務会計事務システムの現状分析及び市場調査
- (2) 施設管理システムの検討
- (3) 金沢大学基礎資料集等の大学経営情報のデータベース化の検討
- (4) 第二期中期目標・中期計画の策定に向けた情報施策の検討 等

### （参考）

#### 業務システムの融合化に関する基準原則及び技術原則

平成20年12月19日

役員会決定

#### （目的）

第1 この基準原則及び技術原則は、業務システムの連携・融合化を図り、情報資産の有効活用及び効果的かつ安全・安心な業務システムを構築・整備する場合に求められる必要な事項を定める。

#### （定義）

第2 この基準原則及び技術原則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務システム 全学的な業務に必要なデータを蓄積するデータベースと、データを処理するシステムから構成される情報システムをいう。ただし、本学附属病院の医療及び診療等の業務に係わる情報システムは除く。
- (2) 全学的な業務 部局等単位で完結するような個別業務以外の業務をいう。
- (3) 連携・融合化 複数の情報システムが、データの共有及びシステム間を連携して、業務を有効かつ効果的に実施できる状態をいう。

#### （基準原則）

第3 業務システムを構築・整備する場合に求められる基準原則は、次のとおりとする。

##### 1 データに関する原則

- (1) データの一元化を図る。
- (2) 処理システムとデータベースを明確に分離する。

##### 2 操作性に関する原則

- (1) ユーザ（操作者）中心の設計とする。
- (2) 発生源入力（確認・修正を含む）を実現する。
- (3) 各ユーザに最適なワンストップサービスを提供する。

##### 3 システムに関する原則

- (1) 遠隔運用と遠隔バックアップを実現する。

(2) フロントエンドとバックエンドの不整合等の予期せぬ事態に耐えられるようにする。

(3) 情報セキュリティを確保し、安全で安心なシステムとする。

#### 4 将来への対応に関する原則

- (1) ユビキタス時代への移行に配慮する。
- (2) 大学の枠を越えたデータ共有及びシステム間連携に配慮する。

#### （技術原則）

第4 業務システムを構築・整備する場合に求められる技術原則は、次のとおりとする。

- (1) IPv6に対応する。
- (2) 文字コードを統一し、外字の多用を排する。
- (3) UNIX-OSについては「2038年問題」へ対応する。

#### （適用）

第5 この基準原則及び技術原則は、部局等において全学的な業務に係わる情報システムを構築・整備する場合に適用する。ただし、当面は、全学的な事務に係わる業務システムを対象とし、順次、拡大することとする。

#### （遵守事項）

第6 部局等において、全学的な業務に係わる情報システムを構築・整備する場合は、本基準原則及び技術原則との適合について、情報戦略本部の情報システム整備・融合化部会と協議しなければならない。

#### （改正）

第7 この基準原則及び技術原則は、ICTの進展及び運営体制の改変等にあわせて、情報戦略本部において、適宜、見直しを行うこととする。

#### （雑則）

第8 この基準原則及び技術原則に定めるもののほか、業務システムの連携・融合化に関して必要な事項は、別に定める。